

# 小樽市駐車場整備事業経営戦略

団 体 名 : 小樽市

事 業 名 : 小樽市駐車場事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 12 年度

※本来は10か年計画であるが、今後、駅前再々開発や駅前広場再整備が想定されており、駅前広場・駅横駐車場の経営に影響する可能性が高いことから、5か年計画で策定する。

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適	事 業 開 始 年 月 日	昭和54年1月1日(駅前広場) 平成8年9月5日(駅横)
職 員 数	0 人	施 設 名	小樽市駅前広場駐車場及び 小樽市駅横駐車場
種 類	(駅前広場) その他 (駅横) 都市計画駐車場	構 造	広場式
立 地	駅	建 設 後 ( 建 替 後 ) の 経 過 年 数	(駅前広場) 47 年 (駅横) 29 年
駐 車 場 使 用 面 積	(駅前広場) 450 m <sup>2</sup> (駅横) 2,343 m <sup>2</sup>	収 容 台 数	20 台 73 台
営 業 時 間	0時~24時		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託		
	イ 指定管理者制度	駐車場の管理に関する業務を一括して行うため平成18年4月1日から利用料金制の指定管理者制度を導入。以後、3年に1度更新。	
	ウ PPP・PFI		

## (2) 料金形態

### 小樽市駅前広場駐車場

営業時間 車種	8時～22時	22時～8時
普通自動車(小型自動車、軽自動車を含む) ※全長4.9m、全幅1.9m以内	20分ごとに 100円	1時間ごとに 50円
	(条例においては30分ごとに 210円)	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初の30分まで無料</li> <li>・回数券(1冊2,000円)の利用可 ※100円券22枚綴り</li> </ul>	
料金形態の考え方	条例における料金は近隣駐車場の料金を調査し、その平均額を参考として設定するが、その範囲内で指定管理者の責任において決定する。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成18年4月1日	

### 小樽市駅横駐車場

営業時間 車種	8時～22時	22時～8時
普通自動車(小型自動車、軽自動車を含む) ※全長4.9m、全幅1.9m以内	30分ごとに 130円	1時間ごとに 50円
	(条例においては1時間ごとに270円)	(条例においては1時間ごとに130円)
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回数券(2,600円)の利用可 ※130円券22枚綴り</li> </ul>	
料金形態の考え方	<p>条例における料金は近隣駐車場の料金を調査し、その平均額を参考として設定するが、その範囲内で指定管理者の責任において決定する。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>また、上記のほか定期駐車券制として月額14,300円の料金形態もある。</p>	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年4月1日	

## (3) 現在の経営状況

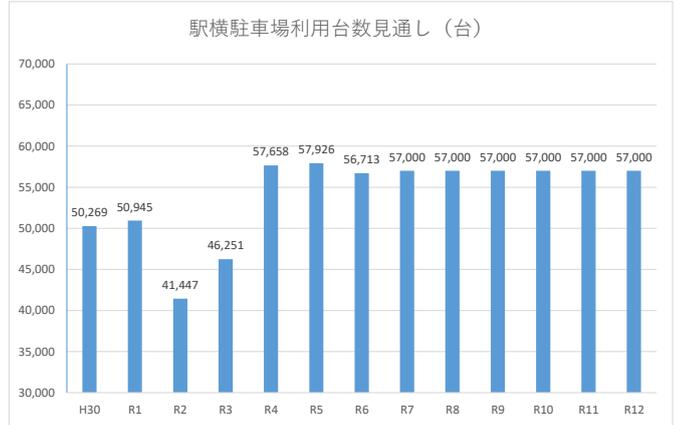
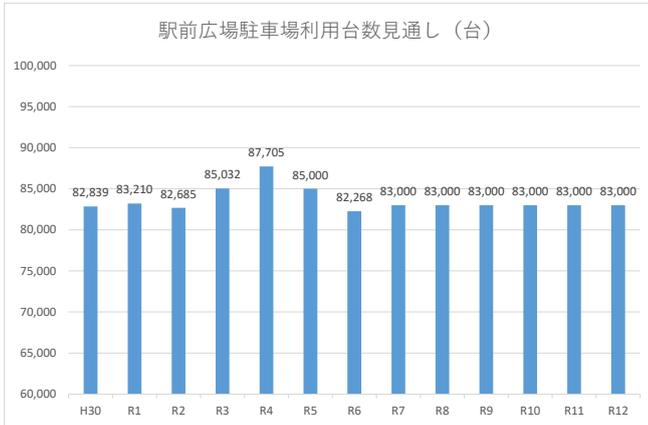
駅横駐車場については、定期駐車券制を導入(43台)していることから安定した収入が見込める。駅前広場駐車場については、駅横駐車場よりも稼働率が上回っているが、売上高が低くなっている。その理由として、収容台数の違いや駅前広場駐車場の料金が最初の30分まで無料となっているためであるが、駅前広場駐車場の設置目的は駅前の混雑緩和であり、短時間利用者を想定しているため、現在の収益状況は想定どおりと考える。

しかし、当駐車場の運営に当たり、今後、人件費や物価の上昇が予測され、それに伴い市の収入が減少することが考えられることから、利用料金の改定も含め見直しをしなければならないものとする。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 駐車場需要の見通し

コロナ禍後の令和5年度以降はインバウンドの回復に伴い、コロナ禍前の令和元年度程度の水準まで利用台数が回復。今後も同水準で推移するものと予測している。（※新型コロナ5類感染症移行：令和5年5月8日～）

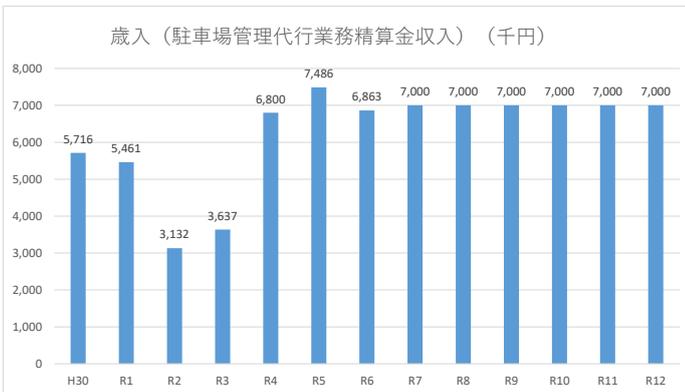


※両グラフとも令和6年度までは実績

### (2) 利用料金収入の見通し

市の人口減少によって、市民による駅前の交通量が増加する要素は考えにくいですが、近年の観光需要、インバウンドの増加により、令和7年度において、両駐車場を合わせた売上は前年比とほぼ同額を見込んでおり、令和8年度以降についても、売上は横ばいと見込んでいる。

売上から必要経費等を差し引いた金額の2分の1が市の歳入となるものであり、今後、必要経費等については人件費や物価の上昇が予想されるため、更なる利用の促進や経費節減を強く求めることにより、市の歳入については現状維持で推移できるものとする。



利用料金制の指定管理者制度の導入により、両駐車場の売上から必要経費等を差し引いた金額の2分の1を市の歳入（駐車場管理代行業務精算金収入）としている。

※令和6年度までは実績

### (3) 施設の見通し

両駐車場は広場式の駐車場となっており、現在、駐車場内のアスファルトに劣化も見られず、施設の老朽化は見受けられない状態である。また、施設の規模についても現時点で適正であると判断し、本計画期間内における更新については予定していないが、今後、必要に応じて検討する。

### (4) 組織の見通し

平成18年度から利用料金制の指定管理者制度を導入しており、今後も同様の体制の予定。

### 3. 経営の基本方針

- ・道路交通の円滑化  
小樽駅利用者の利便性や交通混雑を緩和することで、利用者が安心して安全に利用できるよう道路交通の円滑化を図る。
- ・経営の効率化  
将来に渡り安定した駐車場経営を目指し、指定管理者制度を継続。指定管理者に対しては経費の削減について求め、経営の効率化を図る。

### 4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	説明
	計画期間内の投資を予定していないため目標を設定しない。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	説明
	歳入（駐車場管理代行業務精算金収入） 令和8年度～令和12年度 7,000千円（現状維持） ※令和6年度実績は6,863千円

令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、その後はコロナ前の令和元年度並みに回復。令和8年度以降、人件費や物価の上昇により必要経費等が増大し、市の収入が減少することが予測されるため、更なる利用の促進や経費節減を強く求めることにより、令和6年度実績並みの7,000千円の料金収入の確保を目指すものとする。

利用拡大のため、指定管理者と協力し施設利用の周知を図る。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

利用料金制の指定管理者制度の導入により市が負担する経費等はない。  
指定管理者に対しては、必要に応じて経費の削減について求めていくものとする。

### (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	利用料金制の指定管理者制度を導入済みであり、今後も継続していくもの。
駐車場の配置の適正化	指定管理者制度を導入以来、利用台数・料金収入が順調に伸び、安定した運営状況であるため、配置は適正なものと考えている。
投資の平準化	現時点で改築・更新の必要性は低いため今期の計画において投資を予定せず、今後、必要に応じて検討する。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	令和2年度から新料金形態を導入しているが、今後の駅前再々開発事業や駅前広場再整備の状況に応じて適正な料金を設定していく。
利用者増加に向けた取組	指定管理者独自の取組のほか、市としてホームページなどで市民に周知をしていく。
企 業 債	—
繰 入 金	—
資産の有効活用等による収入増加の取組	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	指定管理者が、収受した料金収入を管理費用に充当し、料金収入総額が管理費用を上回った場合は上回った額の50%を指定管理者の収入としていることから、市としての経費等は基本的に生じない。
管 理 運 営 費	
職 員 給 与 費	
その他の取組	

**5. 公営企業として実施する必要性など**

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	駅前広場駐車場は小樽駅利用者の利便性と駅前広場の混雑を緩和することを目的としている。 駅横駐車場は中心市街地の交通混雑を緩和するとともに違法駐車をなくすことを目的としている。 両駐車場ともに市民の安全を守るために設置されたものであり、市のサービスとして必要なものである。
公営企業として実施する必要性	—

**6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	5年ごとの計画見直しを基本とする。 本計画期間中に駅前再々開発事業や駅前広場再整備が開始された場合、駐車場の規模や利用料金改定など、総合的に計画の見直しを行うものであり、また、計画と大幅な乖離が生じた際、その乖離の原因が将来に影響を及ぼす内容であれば、計画を見直す。
---------------------	--

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
					(決算)	(決算 見込)								
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	7,486												
		(1) 営 業 収 益 (B)	7,486											
			ア 料 金 収 入	7,486										
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
			ウ そ の 他											
			(2) 営 業 外 収 益											
			ア 他 会 計 繰 入 金											
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)													
		(1) 営 業 費 用												
			ア 職 員 給 与 費											
			うち 退 職 手 当											
			イ そ の 他											
			(2) 営 業 外 費 用											
ア 支 払 利 息														
うち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		7,486												
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)													
		(1) 地 方 債												
			うち 資 本 費 平 準 化 債											
			(2) 他 会 計 補 助 金											
			(3) 他 会 計 借 入 金											
			(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
			(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金											
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)													
		(1) 建 設 改 良 費												
			うち 職 員 給 与 費											
			(2) 地 方 債 償 還 金 (H)											
			(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)														

